



マイナンバー

～社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）連続特集その①～ マイナンバー制度の概要を お知らせします

総務課広報情報係 ☎ 25 1114

マイナンバーとは？

平成 27 年 10 月から、日本国内の全住民に通知される、一人一人異なる 12 桁の番号をマイナンバーといいます。個人が特定されないように、住所地や生年月日などとの関係のない番号が割り当てられます。

また、法人には 1 法人 1 つの法人番号 (13 桁) が指定されます。



マイナンバーで、もっと便利に暮らしやすく。

マイナンバーは各機関が管理する個人情報と同じ人の情報であることを正確かつスムーズに確認するための基盤になります。

さらに、国や地方公共団体で分散管理する情報の連携がスムーズになり、さまざまなメリットをもたらします。

公平・公正な社会の実現

- ・マイナンバーの活用により、所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなります。
- ・負担を不当に免れることや不正な受給の防止に役立ちます。
- ・本当に困っているかたへのきめ細かな支援ができます。



国民の利便性の向上

- ・年金や福祉などの申請時に、用意しなければならない書類が減ります。これにより、行政手続も簡素化され、国民の負担が軽減されます。
- ・行政機関にある自分の情報を確認したり、さまざまな行政サービスのお知らせを受け取ることがスムーズにできるようになります。



行政の効率化

- ・行政事務が効率化され、国民の行政ニーズに、これまで以上に対応できるようになります。
- ・被災者台帳の作成などにマイナンバーを活用することで、迅速な行政支援が期待できます。



マイナンバーは生涯にわたって使うものです。
住所が変わっても、マイナンバーは原則変わりませんので、大切にしてください。



平成28年1月以降、マイナンバーは、 こんな場面で必要となります。

社会保障関係の手続

年金の資格取得
や確認、給付

雇用保険の資格取得や
確認、給付

ハローワークの事務

医療保険の給付の請求

福祉分野の給付、生活保護

など

税務関係の手続

税務署に提出する
確定申告書、
届出書、法廷調書などに
記載

都道府県・市町村に
提出する申告書、
給与支払報告書などに記載

など

災害対策

防災・災害対策に関する
事務

被災者生活再建支援金の
給付

被災者台帳の作成事務

など

マイナンバー制度実施の流れ

平成27年
10月以降

住民票の住所に通知

住民票を有するかた（住民票がある外国人を含む）に、平成27年10月以降、12桁のマイナンバー（個人番号）が通知されます。

※現在お住まいの場所と住民票の住所が異なる場合には、受け取ることができない可能性があります。

平成28年
1月以降

マイナンバーの利用開始

税の手続や年金、医療保険、雇用保険などの社会保障の手続で、マイナンバーの利用が開始されます。申請者への個人番号カード交付も始まります。

※年金の手続では平成29年1月からマイナンバーの利用が開始されます。

平成29年
1月以降

個人ごとのポータルサイト（マイナポータル）の運用開始

マイナンバーを含む自分の情報をいつ、誰が、なぜ提供したのか確認できます。行政機関からのお知らせも受け取れます。

平成29年
7月以降

地方公共団体なども含めた情報連携を開始

情報連携により事務が確実かつスムーズになり、国民の負担が軽減。暮らしがもっと便利になっていきます。